

Topics

「街角ギャラリーなんでも館」閉館のお知らせ

平成14年7月、近永商店街に賑わいを取り戻そうと「街角ギャラリーなんでも館」がオープンして以来15年。これまでに絵画、写真、書道、手芸などさまざまなジャンルの作品を256回展示し、来館者は約5万6千人を超えるなど、皆さんの市民ギャラリーとして親しまれてきましたが、今年3月31日をもって閉館します。

このような展示施設を商工会が運営しているのは、県下でも鬼北町だけです。これまで「街角ギャラリーなんでも館」を続けられたのは、温かいご支援をいただいた町当局、熱心に創作活動に取り組む人々と、展示を楽しみに来館していただいた多くの皆さまのお力添えのおかげです。

閉館にあたり、心よりお礼を申し上げます。

問 鬼北町商工会 ☎45-0813

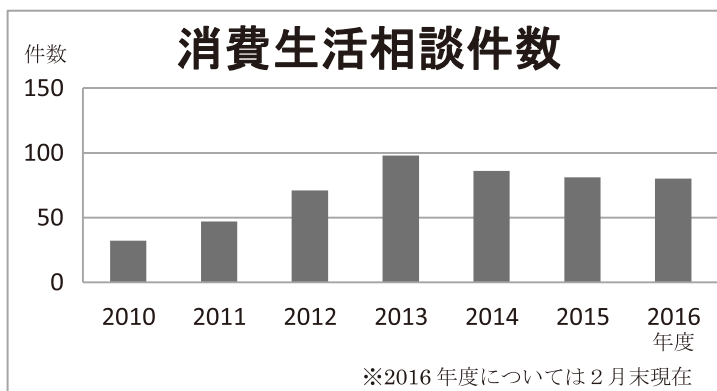


Information

鬼北町消費生活相談窓口からのお知らせ

2010年4月に開所した鬼北町消費生活相談窓口は、2017年度で8年目を迎えます。年間の相談件数は、2013年度の98件をピークに、この3年間は80件台で推移しています。

そのうち「相続」や「境界」、「借金」に関するトラブルなどの司法書士無料相談に寄せられる相談が、半数近くを占めます。



◆2017年度 こんな詐欺・悪質商法に注意◆

【架空請求・ワンクリック請求】

2016年度の消費生活相談では、架空請求メールやアダルトサイトのワンクリック請求が最も多くなっています。

相手に連絡すると「コンビニでプリペイドカードを買って、裏の番号を教えて」と指示されます。これは詐欺です。覚えのない請求をされたら慌てて相手に連絡せずに、まずは役場の相談窓口ご連絡してください。

【訪問買い取り】

「古着はありませんか」と電話がかかる訪問買い取りに関する苦情が多く寄せられています。きっかけは古着でも、最終的には貴金属やブランド品が目的です。大切な貴金属を手放すつもりがなければ、電話がかかったときに、きっぱりと断りましょう。

【公的機関を名乗った詐欺の電話】

国民生活センターのような公的機関を名乗って、「あなたの個人情報通信販売の5社に漏れています」などと話し、最終的にお金をだまし取る詐欺の電話がかかっています。

国民生活センターが「個人情報漏れている」と電話をすることは絶対にありません。すぐに電話を切ってください。

※2017年度も引き続き愛媛県司法書士会のご協力で、月1回無料の司法書士相談会を開催することができるようになりました。

予約は、役場企画振興課にお申込みください。

●ご相談は

●鬼北町消費生活相談窓口

●☎45-1111(内線 2216)

●消費者ホットライン

●☎188(イヤヤ)

●※年末年始を除き、原則
●毎日通話可能

●どこに相談してよいかわからないときも、一度ご
●相談ください。